

福島市森林経営管理制度実施方針 (森林環境整備事業実施方針)

—概要版—

- 1 -



令和 8 年度
福島市農政部農林整備課

(福島市水林自然林)

1. 策定の趣旨

(1) 森林経営管理法と森林経営管理制度

- ①平成30年5月25日「森林経営管理法」成立
- ②平成31年4月1日に「森林経営管理法」が施行され同法に基づき「森林経営管理制度」がスタート
- ③森林経営管理制度は、手入れの行き届いていない森林を、市町村が経営管理の委託を受ける制度
- ④委託後、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託、経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）（図-1）
- ⑤令和8年4月に施行「森林経営管理法」が改正。（集積・集約化を一層進める。）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html>

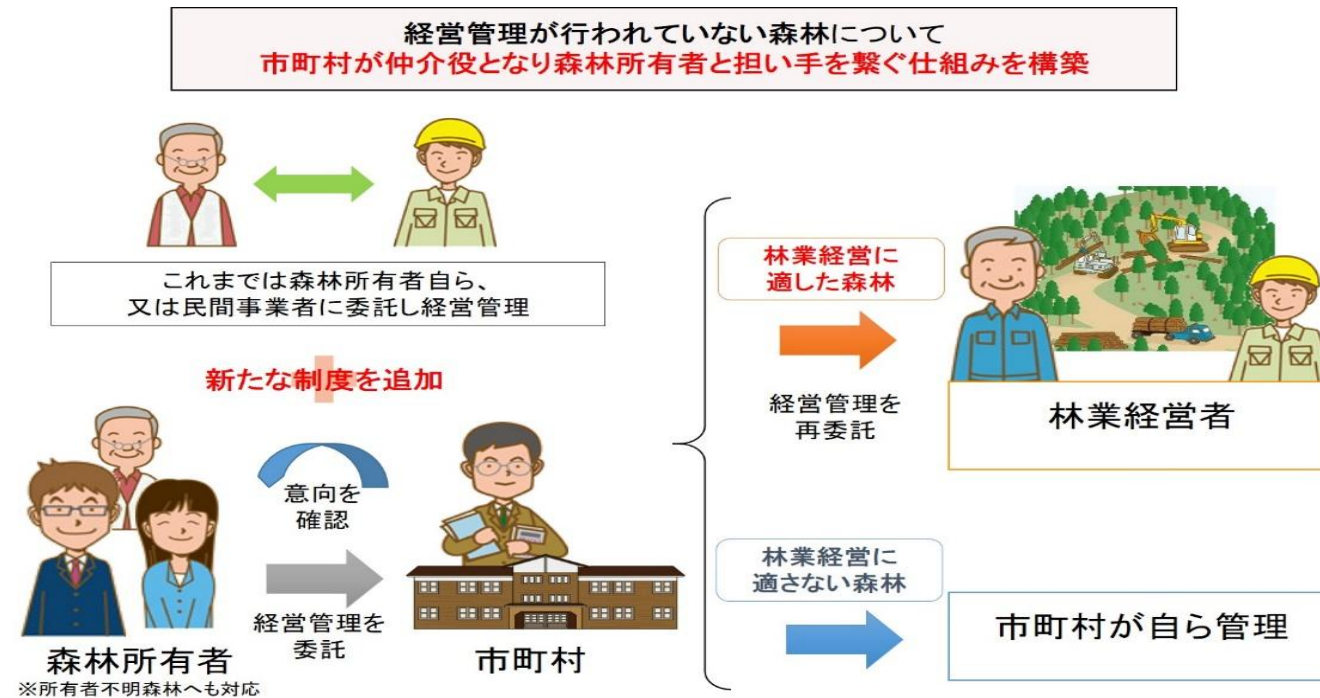


図-1 森林経営管理制度イメージ（林野庁）

(2) 福島市森林経営管理制度実施方針の策定

『福島市森林経営管理制度実施方針』（森林環境整備事業実施方針）とは
福島市に存する森林（私有人工林）について、適切な管理
が行われるよう市が森林経営管理法に基づく措置を講ずるた
めの方針を規定するもの

2. 背景

【森林の現状と課題】

- (1) 国内の森林は、スギやヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期に
- (2) 国内生産される木材の自給率も過去30年間で最高水準
- (3) 森林資源は、「伐って（きって）、使って、植える」という循環的に利用していく新たな時代に
- (4) 私有林は小規模・分散的で、林業は低迷し、管理が適切に行われず、伐採後に植林されないという事態が発生
- (5) 地域の木材需要動向に対する、建築木材の安定的・効率的な供給体制がなされていない
- (6) 森林林業従事者・大工等（技能者）が高齢化し減少している



図ー2 イメージ図

【福島市】

- (1) 民有林の手入れが不足しており、適切な管理が行われず、水源の涵養や山地災害の防止、地球温暖化防止など、森林の公益的機能の維持増進にも支障
- (2) 森林所有者不明や境界不明確等の課題、森林管理に非常に多くの労力を要する状況
- (3) 山あい到大規模太陽光発電施設の設置が相次ぎ、森林の伐採や用地造成により、景観が悪化
- (4) 森林伐採や用地造成で保水機能が低下、災害発生が危惧され安全性に対する市民の懸念も高まっている
- (5) 県産材、市産材の木材利用拡大を目指した体制づくり
- (6) 森林林業従事者・大工技能者等の育成支援が必要

3. 森林環境税及び森林環境譲与税の概要

- (1) パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立。
- (2) 「森林環境税」は、令和6(2024)年度から、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収する。
- (3) 森林環境税は、令和元(2019)年度から、「森林環境譲与税」として市町村や都道府県に、私有林人工林面積、林業就業者数、人口による客観的な基準で按分して年2回(9月・3月)譲与されている。

(図-4、5)

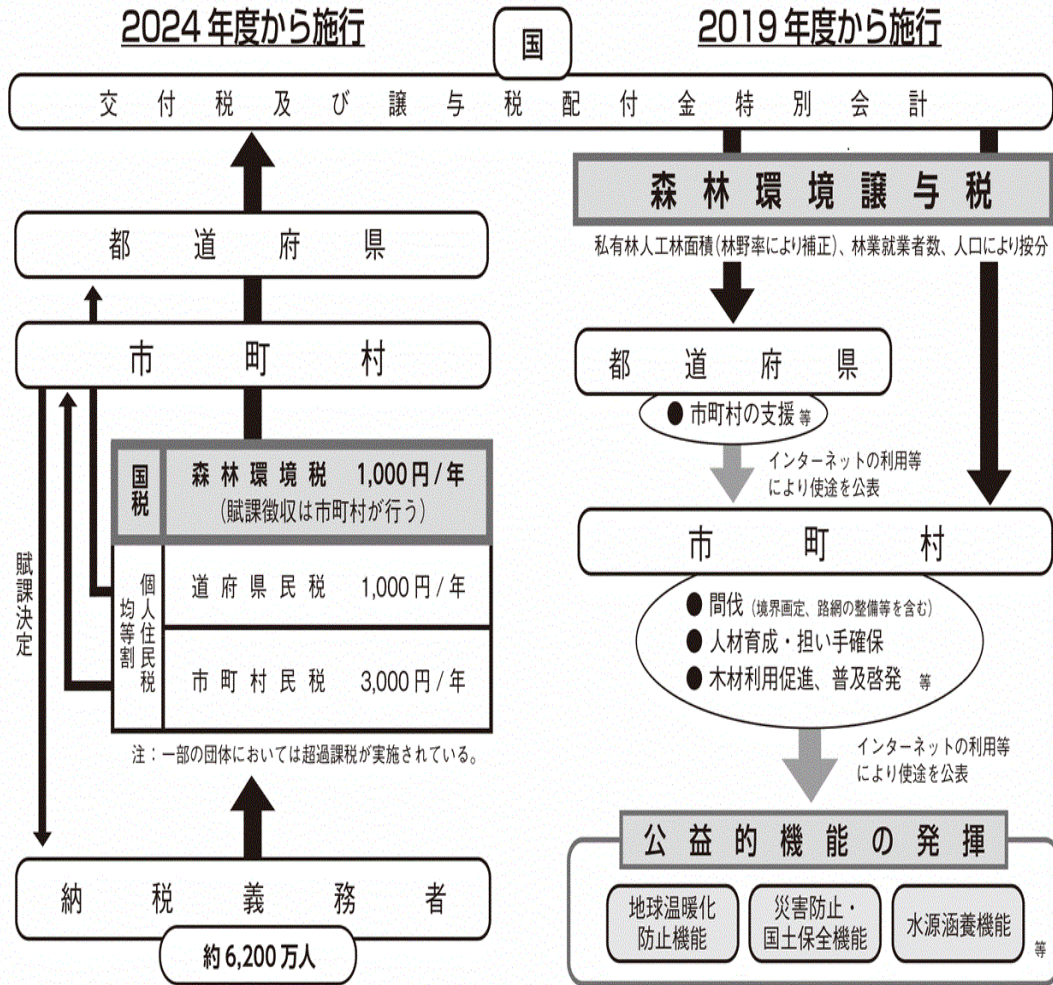


図-4 森林環境税と森林環境譲与税の関係（林野庁）

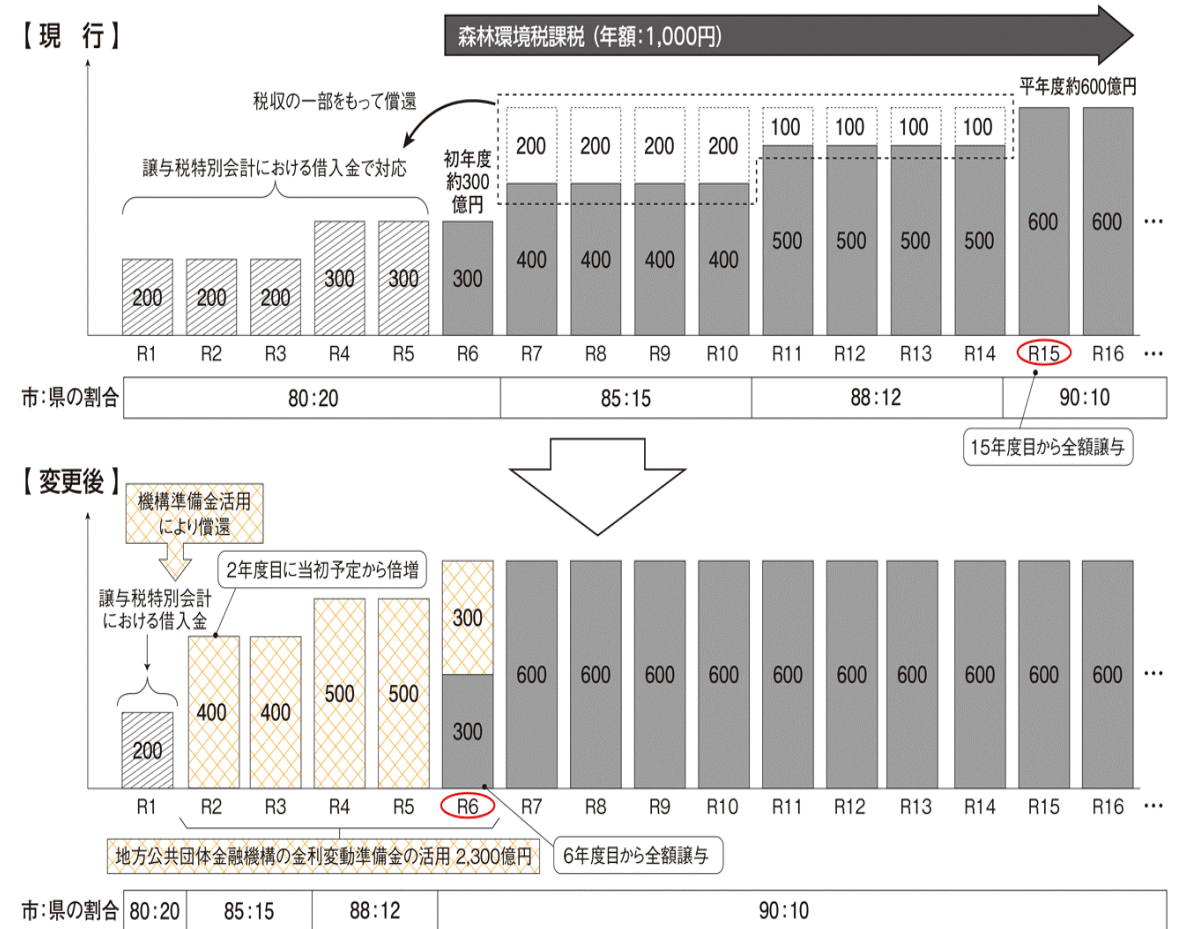


図-5 森林環境譲与税の譲与額及び譲与割合（林野庁）

4. 森林環境譲与税の使途と活用状況

- (1) 森林環境譲与税は、自治体における間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」（森林環境整備事業に係る費用）に充当する
- (2) 令和元（2019）年度は、「森林環境整備基金条例」（令和2年3月31日施行）を制定し、「森林環境整備基金」を設置 ※森林整備・促進に関する施策の経費に充てる
- (3) 森林環境譲与税（森林環境整備基金）を財源に実施された事業は、ホームページで公表

5. 森林環境整備事業の概要

(1) 林業の普及啓発の実施内容

- ①「森林環境譲与税」を財源に「森林環境整備事業」の一部で、市内小学校を対象とした「森林・林業学習会」を開催。
- ②「人の生活や環境と森林の関係」について理解と関心を深めてもらうため、「木材市場」「木材加工場」「伐倒作業」の見学学習を実施。
- ③林業体験学習として「丸太切り」等を実施。

【 森林・林業学習会 実績 】

令和元年度	4回開催	参加4校	(206名)
令和2年度	4回開催	参加5校	(229名)
令和3年度	6回開催	参加6校	(230名)
令和4年度	6回開催	参加6校	(284名)
令和5年度	6回開催	参加6校	(239名)
令和6年度	6回開催	参加6校	(181名)
令和7年度	5回開催	参加5校	(259名)
令和8年度	以降も開催予定		



（林業普及啓発：森林・林業学習の様子）

(2) 木材利用促進（公共施設）の実施内容

令和2年度 福島駅西口大庇（所管：交通政策課）

令和3年度 「道の駅ふくしま」に隣接する
屋内こども遊び場（所管：こども政策課）

令和4年度～令和5年度 清水支所

令和6年度～令和7年度
「旧広瀬座」の再整備（保存修理等）への木材利用



（清水支所）



（福島駅西口大庇）



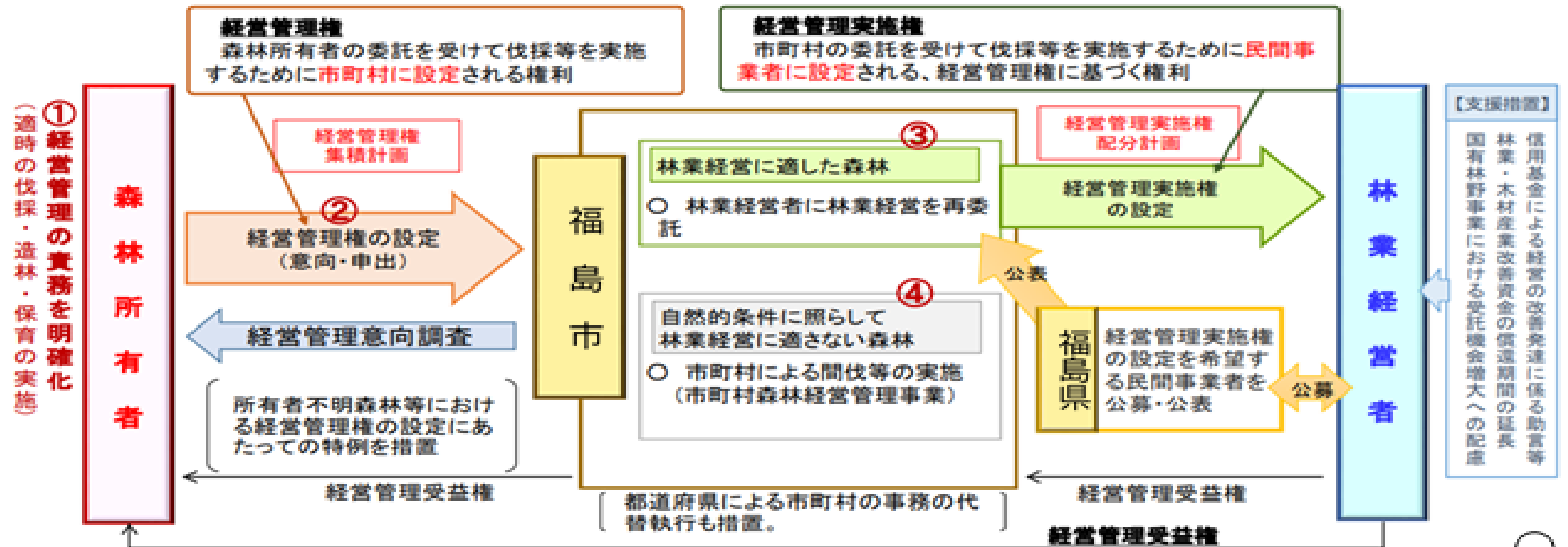
（屋内こども遊び場の遊具）

(3) その他事業（自治体間の連携）の実施内容

令和4年度に友好都市である東京都荒川区と「荒川区と福島市との森林整備の実施に関する協定書」を締結し、福島市内の市有林（0.3ha）を「あらかわの森」の名称で無償貸与。

「あらかわの森」では、荒川区が森林整備を実施するのと併せ、福島市等と連携しながら、区民を対象に森林整備体験（下刈り、植林）を主軸とした交流イベントを実施。

(4) 森林経営管理制度の概要



- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、福島市が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、福島市が管理を実施

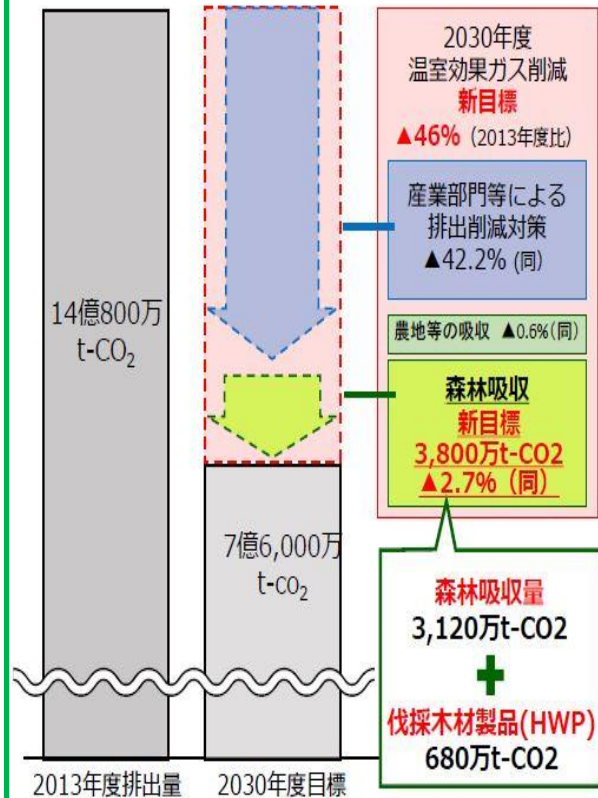
図-6 森林経営管理制度の概要

6. ゼロカーボン（温室効果ガスの排出量実質ゼロ）に向けた森林・林業の取組

（１）本市においては、森林が有する多面的機能を持続的に発揮させるために、森林経営管理制度に基づく森林整備及び森林資源の循環利用を進めていきます。

【 森林吸収量確保に向けた取組 】

■森林吸収量の確保に向けた取組



林野庁HPより



福島市脱炭素社会実現実行計画 2023年（令和5年）8月改定

基本方針3	温室効果ガス吸収源の確保に向けた取組の推進
基本施策（1）	森林等の保全・適正管理の推進

施策3-（1）-① 森林や農地等の保全・適正管理の推進

温室効果ガスの吸収源対策として、健全な森林の整備、管理・保全、木材の利活用の促進、農地等の適切な管理等を推進する必要があります。

取組内容（主体別）	○森林の保全等 ・林業の担い手の確保・育成や多様な人材が林業で活躍できる取組に努めます。（市民・事業者・市） ・森林環境譲与税を財源として、適切な森林整備を実施するとともに、木材利用の促進や普及啓発等の推進を図ります。（市民・事業者・市） ・森林の土地所有者等の情報整備を進めるとともに、森林所有者に対して適正な民有林の保全を依頼します。（市民・事業者・市） ・松くい虫の被害を把握し、駆除対策を進めるなど、森林病虫害の防除に努めます。（事業者・市） ・森林作業道として、環境に配慮した林道の整備・保全に努めます。（事業者・市） ○木材の活用促進 ・間伐材の活用や地元生産材の利用拡大を進めます。（事業者・市） ・「福島市木材利用推進方針」に基づき、市内の公共建築物の整備等において木材の利用の推進を図ります。（市） ・森林整備で生じた間伐材・林地残材などの木質バイオマスのエネルギー源としての利用を検討します。（市） ・木質ペレットやチップ、薪、丸太などの活用について、市民、事業者に対してPRを行い、木材の活用促進を図ります。（市民・事業者・市） ○市民に対する啓発活動 ・森林の公益的機能に対する理解を深めるため、各種団体と連携して林業体験等への参加を呼びかけるとともに、既存事業の拡大や関連イベントとの連携の拡大に努め、森林環境教育の推進を図ります。（市民・事業者・市） ○計画的な森林整備 ・地域森林整備計画に基づき、計画的な森林整備を推進し、森林機能の保全に努めます。（事業者・市） ・森林資源の高度利用について検討し、林業の生産性の向上を図ります。（事業者・市） ・林道等の林業施設の整備・維持管理に努めます。（事業者・市） ○環境保全型農業の推進 ・環境負荷の低減に配慮した環境保全型農業を通じて、吸収源対策に貢献します。（事業者、市）
環境面以外の効果（コベネフィットの例）	・生物多様性や良好な景観の保全。 ・防災・減災にかかる機能としての効果。 ・間伐材を活用した産業の創出。
連携体制	・森林所有者、林業・木材産業事業者、農業生産者等、関係者との連携を図り保全・適正管理に努めます。



1. 前 文

福島市を取り巻く再生可能エネルギー発電施設の状況やノーモア メガソーラー宣言の趣旨を踏まえた前文

2. 目 的（第1条）

再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護、獣害の防止等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、ゼロカーボンの実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進すること

3. 対象となる再生可能エネルギー発電施設（第2条）

- (1) 太陽光発電施設
出力10kW以上の太陽光発電施設 及び 附帯設備
※適用除外：建築物に設置されるもの
工場立地法に基づき設置される環境施設 等
- (2) 風力発電施設
風力発電施設 及び 附帯設備
※適用除外：建築物に設置されるもの 等

4. 市の責務（第3条）

- ・条例の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずる
- ・再生可能エネルギー発電施設の設置が市域に影響を及ぼすおそれがある場合は、目的達成のため周辺自治体に協力を求める等必要な措置を講じる

5. 発電事業者の責務（第4条）

- ・関係法令及びこの条例を遵守する
- ・災害の防止、自然環境及び景観の保全ために必要な措置を講じるよう努める
- ・近隣住民等との良好な関係を構築するよう努める
- ・苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもって解決するよう努める

6. 禁止区域（第5、6条）

補足資料①

- ・再生可能エネルギー発電施設を設置してはならない区域

7. 費用の確保（第9条）

- ・発電事業者は、①、②の費用を確保しなければならない
①再生可能エネルギー発電施設の維持管理に要する費用
②再生可能エネルギー発電施設の撤去及び廃止に要する費用

8. 再生可能エネルギー発電施設の設置許可（第10条、第11条）

- ・禁止区域等以外の区域では発電施設の設置許可制を導入し、許可基準のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない

9. 審議会への諮問（第34条）

- ・市長は、必要と認める場合は、福島市環境審議会に諮問し、意見を聴くことができる

10. 手数料（第35条）

※開発許可申請手数料を参考に設定

- ・設置許可又は変更許可を受けようとする場合、申請の際に手数料を納付しなければならない

設置許可申請	事業区域面積に応じて 13,000円～480,000円
変更許可申請	面積見合いで算定 ほか

太陽光発電施設の禁止区域

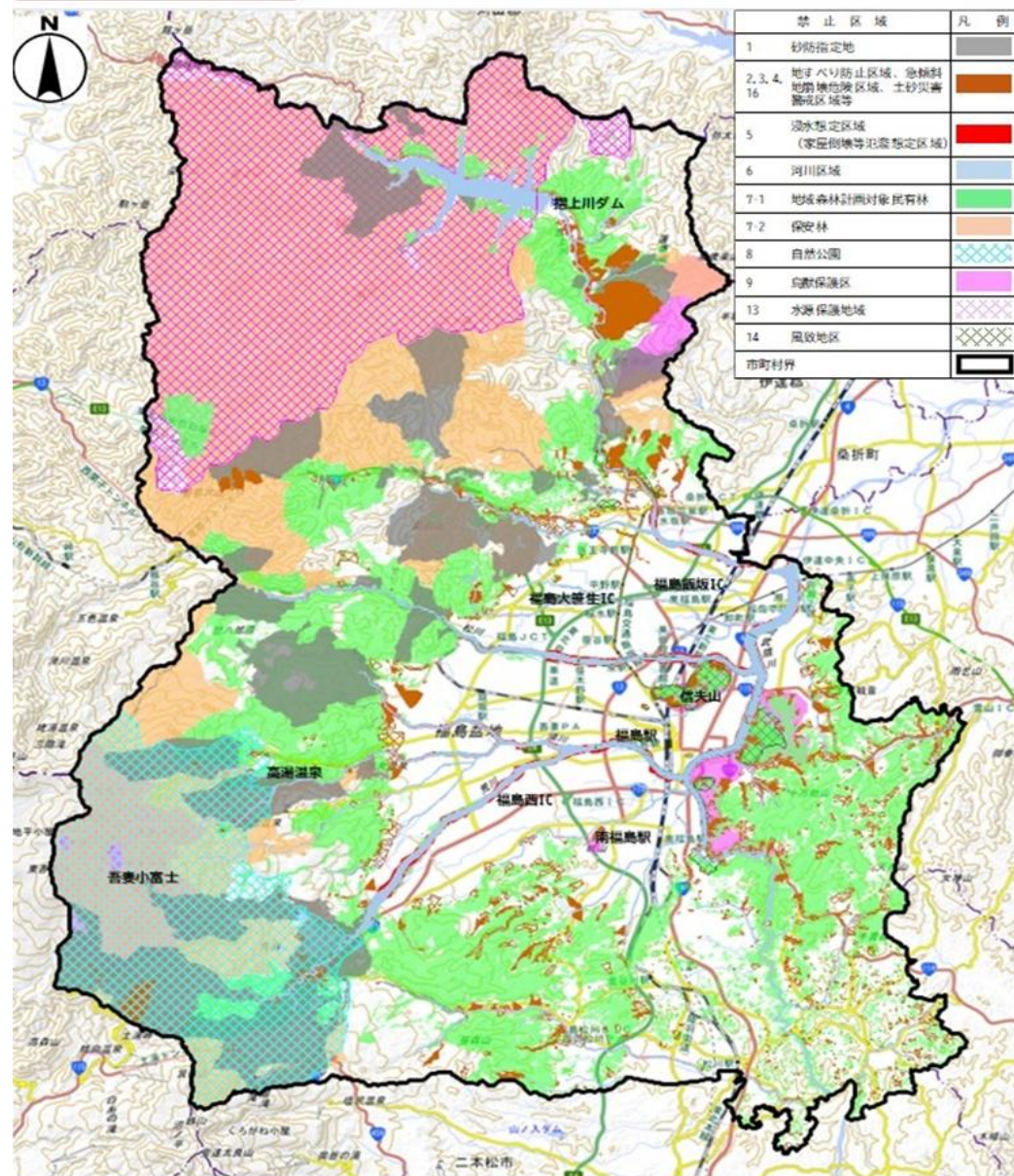
太陽光 発電施設	No.	禁止区域	根拠法等
	1	砂防指定地	砂防法
	2	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	3	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	4	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	5	洪水浸水想定区域のうち家屋倒壊等氾濫想定区域	水防法
	6	河川区域	河川法
	7	地域森林計画対象民有林・保安林	森林法
	8	自然公園	自然公園法
	9	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	10	国指定重要文化財等の建造物、国指定史跡名勝天然記念物の区域	文化財保護法
	11	県指定重要文化財の建造物、県指定史跡名勝天然記念物の区域	福島県文化財保護条例
	12	市指定有形文化財の建造物、市指定史跡名勝天然記念物の区域	福島市文化財保護条例
	13	水源保護地域	福島市水道水源保護条例
	14	風致地区	福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例
	15	特に景観を保全することが必要な区域として別に定める区域	—
	16	土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域	—

風力発電施設の禁止区域

風力 発電施設	No.	禁止区域	根拠法等
	1	砂防指定地	砂防法
	2	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	3	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	4	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	5	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	6	水源保護地域 同地域境界から風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域	福島市水道水源保護条例
	7	土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域	—

補足資料①

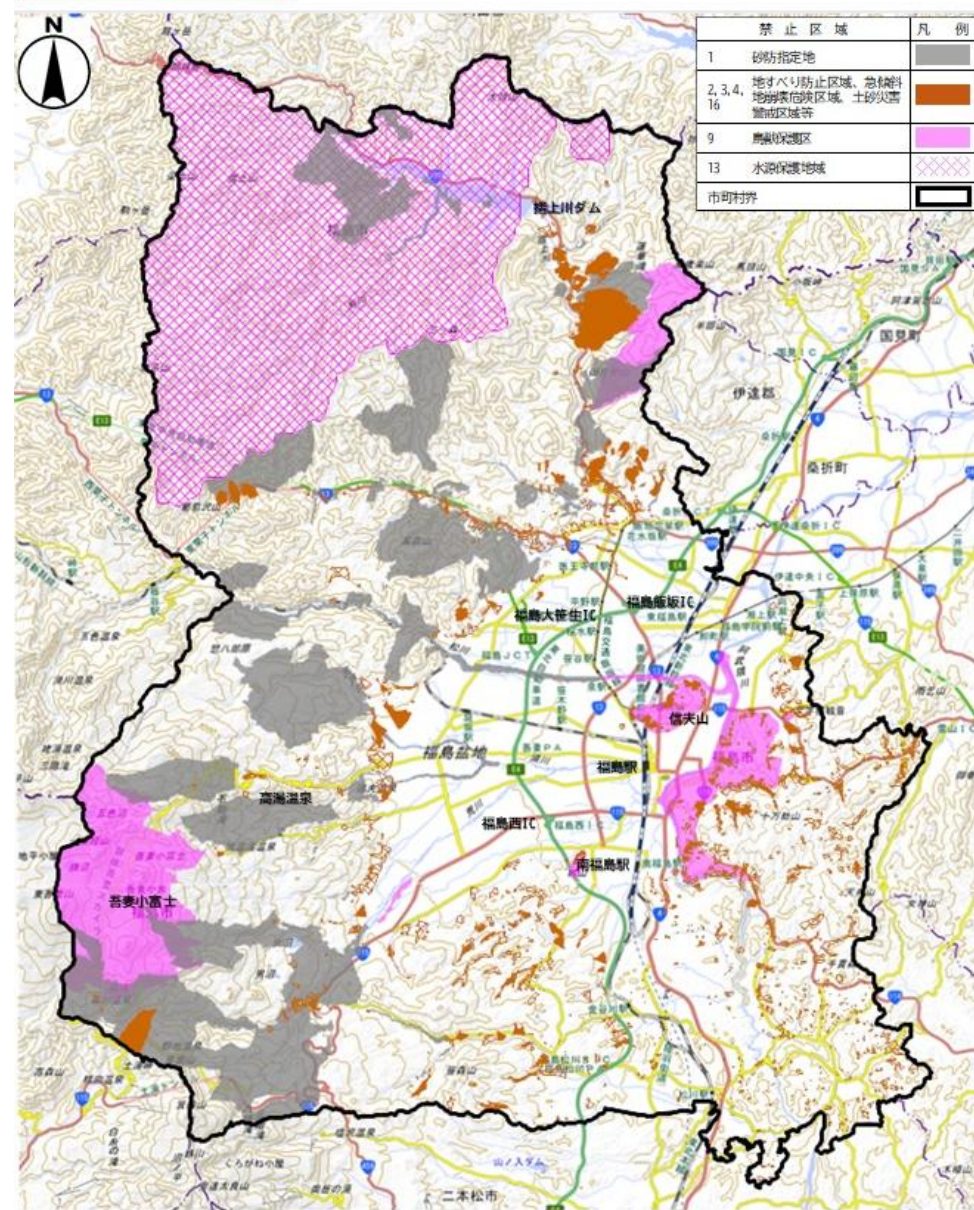
1. 太陽光発電施設の禁止区域



この地図は地理院タイルを使用して作成しました
(禁止区域は、令和7年3月6日時点の情報をもとに示しています)

補足資料①

2. 風力発電施設の禁止区域



この地図は地理院タイルを使用して作成しました
(禁止区域は、令和7年3月6日時点の情報をもとに示しています)

「福島市経営管理制度実施方針」における森林整備の基本方針

市は森林所有者に意向調査を実施し、木材の生産を目的とするか、広葉樹等の自然の山に戻すか確認し、市民生活の安全安心を守り、ふるさとの景観を宝として次世代に守り継いでいくため、災害が危惧されない、森林整備を行います。

①【林業経営に適した森林】

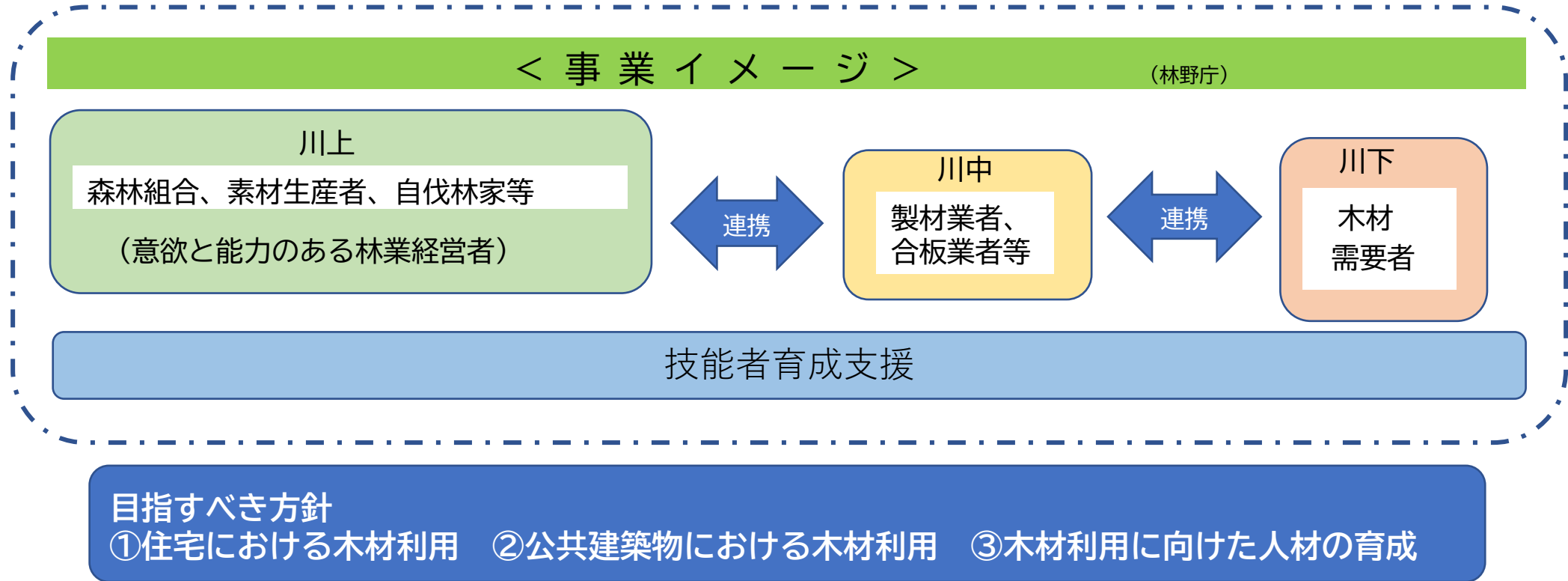
- ◆経営管理は、意欲と能力のある林業経営者(福島県HPで公表)に再委託します。
- ◆主伐や針葉樹の再生林により、針葉樹による育成単層林として「木材の持続的な生産・利用」を目指します。

②【自然的条件に照らして林業経営に適さない森林】

- ◆経営管理は市が直接行います。(森林整備は業務委託で実施)
- ◆針葉樹を間伐し、その伐採後に発生又は植林した広葉樹を育成することにより、手入れを省略化できる針広混交林へ移行しながら「自然災害防止等の公益的機能の持続的な発揮」を目指します。

(2) 木材利用、人材育成について

事業者等（木材・建設関係団体、木材供給事業者、建設事業者等）と協同・連携して地元産木材の有効利用促進を進めていきます。



○本市と事業者等が協同・連携して建築物への地元産木材の利用を働きかけ、林業の再生・技能者育成へと繋げていく

○地域木材利用協定等を結ぶことにより、森林の活性化・人材育成等、持続可能な社会の実現への貢献を目指す

7. 森林環境整備事業等の実施スケジュール

表-1 森林環境整備事業 年度別事業費

(～R7実績値) (R8予算) (R9予定～)

(単位：千円)

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
譲与税	24,637	52,354	52,016	66,156	66,156	80,363	84,681	84,681	84,681	84,681	84,681	84,681
基金利息		3	5	7	9	97	345	20	20	20	20	20
計①	24,637	52,354	52,016	66,156	66,156	80,363	84,681	84,681	84,681	84,681	84,681	84,681
森林林業 学習事業	2,256	1,620	1,854	2,453	2,410	2,245	2,707	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
事前調査等		8,537	494	8,255	7,180	5,472	10,115	500	500	500	500	500
意向調査			140	3	0	0	0	200	200	200	200	200
(調査面積) 森林調査			(15ha)		(24ha)	(11ha)	(0ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)
			7,180		9,680	6,115	0	19,500	19,500	19,500	19,500	19,500
(整備面積) 森林整備					(20ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)	(20ha)
					21,693	25,421	34,787	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
森林保険						927	1,275	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
森林環境整備 事業費 計②	2,256	10,157	9,668	10,711	40,963	40,180	48,884	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000
木材利活用③		4,704	31,500	19,303	40,356	7,843	17,831	0	30,681	30,681	30,681	30,681
①－②－③	22,381	37,493	10,848	36,142	-15,163	32,340	17,966	30,681	0	0	0	0
基金残高	22,381	59,874	70,722	106,864	91,701	124,041	142,007	172,688	172,688	172,688	172,688	172,688